

## 秋田港クルーズ旅客等消費動向調査業務委託に係る 企画提案募集要領

この要領は、秋田県（以下「県」という。）が、秋田港クルーズ旅客等消費動向調査業務委託（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、委託候補者を選定するための企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

### 1 実施内容

- (1) 委託業務名 秋田港クルーズ旅客等消費動向調査業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで
- (3) 委託上限額 4,036,725円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」〈資料2〉のとおり

### 2 実施スケジュール

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| (1) 企画提案募集開始       | 令和8年 4月30日（木）     |
| (2) 質問書の提出期限       | 令和8年 5月11日（月） 12時 |
| (3) 質問に対する回答       | 令和8年 5月12日（火）     |
| (4) 参加資格確認申請書の提出期限 | 令和8年 5月14日（木） 17時 |
| (5) 参加資格の確認結果通知    | 令和8年 5月18日（月）     |
| (6) 企画提案書等の提出期限    | 令和8年 5月21日（木） 17時 |
| (7) 審査会            | 令和8年 5月25日（月）     |
| (8) 審査結果の通知        | 令和8年 5月26日（火）     |
| (9) 契約締結           | 令和8年 5月下旬         |

### 3 担当窓口

秋田県 観光文化スポーツ部 インバウンド・クルーズ誘客推進室 クルーズ誘客チーム

住所 〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

電話 018-860-2266

E-mail kanko@pref.akita.lg.jp

### 4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

- (4) 参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 本業務の円滑な履行や迅速な連絡調整が可能な実施体制を整備すること。
- (6) 共同企業体（以下「JV」という。）での参加の場合、(1)～(5)の条件を満たす者で構成されること。なお、JVの構成員である者は、単独で本企画提案競技への参加はできない。

## 5 質問の受付

企画提案競技に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行う。

- (1) 受付期限 令和8年5月11日（月）12時 必着
- (2) 提出方法 電子メールにより質問票【様式1】を提出すること。  
※ 電話や訪問などによる質問は原則として受け付けない
- (3) 提出先 3の担当窓口
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和8年5月12日（火）までに県公式webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。  
※ 掲載先 県政情報>電子手続き・入札・補助金等>電子入札・入札・コンペ  
>コンペ情報

## 6 参加資格の確認

参加を希望する者は、次のとおり参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出書類 企画提案競技参加資格確認申請書【様式2】  
会社概要【様式3】  
事業共同体結成届【様式4】（該当者のみ）  
「賃金水準の向上」及び「女性活躍推進」に関する加点措置評価資料提出表【様式5】（該当者のみ）
- (2) 提出期限 令和8年5月14日（木）17時 必着
- (3) 提出先 3の担当窓口
- (4) 提出方法 電子メールによりPDF形式のデータで提出すること。
- (5) 結果通知 令和8年5月18日（月）までに電子メール等により通知する。
- (6) 留意事項 ① 期限まで提出しない者または参加資格が認められなかった者は、参加できない。  
② 審査会までに上記4の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。  
③ 参加資格確認後に辞退する場合は、参加辞退届【様式6】を提出すること。

## 7 企画提案書等の提出

参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類の構成
  - ① 企画提案書【任意様式】  
次の項目により、作成すること。
    - ・ 本業務に関する基本的な考え方や取組方針  
(秋田港におけるクルーズ旅客等の消費動向や機会損失を的確に把握するための独自の視点やアプローチ手法、調査結果を活用した消費拡大・受入環境整備に向けた施策提案の方

向性 等)

- ・本業務における活動計画  
(業務フロー、調査設計(実施スケジュール、調査対象船の選定方針、アンケート項目案を含む)、アンケート実施体制、分析業務、マーケティングレポートの予定内容 等)
  - ・本業務の実施体制  
(業務責任者及び従事者の職・氏名、年齢、担当業務 等)
  - ・本業務と同様又は類似した事業受託の実績や成果
- ② その他、企画提案を説明するために必要な書類【任意様式】
- ③ 見積書【任意様式】
- ・積算根拠が明確になるよう具体的な内訳を記載すること。

## (2) 提出方法等

- ① 提出期限 令和8年5月21日(木) 17時 必着
- ② 提出方法 電子メールによりPDF形式のデータで提出すること
- ③ 提出先 3の担当窓口

## (3) 留意事項

- ① 様式は任意でA4判を基本とし、ページを付すこと。
- ② 30ページ以内(表紙、裏表紙、7(1)③の資料を除く)とする。
- ③ 提出できる企画提案は1案とする。
- ④ 提出書類は、提出後に変更、差替又は撤回することができない。
- ⑤ 提出書類は審査のためのみに使用し、返却しない。

## 8 審査

県が設置する企画提案競技審査会において、参加者によるプレゼンテーション方式で審査を行い、委託候補者を選定する。

- (1) 日 時 令和8年5月25日(月) ※ 時間は参加者に別途通知
- (2) 場 所 ウェブ会議形式(予定) ※ 詳細は参加者に別途通知
- (3) 実施方法 ① 企画提案書等により、参加者毎に説明及び質疑を行う。  
② 所要時間は、原則、1参加者あたり30分(説明15分、質疑15分)とする。
- (4) 留意事項 参加者が多数の場合には、一次審査(書類選考)を行うことがあり、その結果は、令和8年5月22日(金)までに電子メール等で通知する。
- (5) 結果通知 参加者に対し、令和8年5月26日(火)に審査結果を電子メール等で通知する。

## 9 契約に関する事項

- (1) 審査における第1順位者を委託候補者とし、随意契約に向けた見積依頼の相手方とする。第1順位者との契約が合意に至らなかった場合には、次点の者と契約の交渉を行う。
- (2) 企画提案書には実現可能な内容を記載することとし、記載された内容は確実に履行すること。  
なお、契約に際し、県と委託候補者の協議を踏まえ、企画提案書の内容について、追加、変更または削除を行うことができるものとする。
- (3) 本業務の受託者は、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第177条第1項の規定により、契約保証金を支払うこととする。ただし、秋田県財務規則第178条の規定に該当す

る場合は、契約保証金を免除する。受託者が支払った契約保証金は、秋田県財務規則第179条の規定により還付する。

#### 10 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

#### 11 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (3) 参加者が提出した書類は返却しない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など、国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 参加者の企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (6) 企画提案競技に関する説明会は開催しない。
- (7) 企画提案競技の審査結果は、後日、「美の国あきたネット」で公表する。

※ 掲載先 県政情報＞電子手続き・入札・補助金等＞電子入札・入札・コンペ＞コンペ情報